

諮問番号：令和7年度 諮問第11号

答申番号：令和8年度 答申第2号

## 答 申 書

### 第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、札幌市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和7年9月17日付けで行った、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳をいう。以下「手帳」という。）の等級変更申請に対する却下処分（以下「本件処分」という。）について、完全独立での生活が困難であり、自身の等級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第6条第3項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）は2級に該当するとして、処分の取消しを求めている。

#### 2 処分庁の主張の要旨

本件処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

### 第3 事案の概要

1 請求人は、令和7年2月28日に、等級が3級と記載された、有効期間が令和7年1月31日から令和9年1月31日までの手帳の交付を受けた。

2 令和7年8月8日、請求人は、処分庁に対し、等級の変更の申請（以下「本件申請」という。）を行った。

本件申請に係る申請書には、同日付けの医師の診断書（以下「本件診断書」という。）が添付されていた。

3 令和7年9月17日、処分庁は、請求人に対し、請求人の等級についてこれまで

と同じ3級が相当であるとして、本件処分を行った。

4 令和7年9月24日、請求人は、本件処分の取消しを求め、本件請求を行った。

#### 第4 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

##### 1 審理員意見書の要旨

###### (1) 「精神疾患の存在」について

本件診断書の「① 病名」において主たる精神障害として「注意欠陥多動障害」と、従たる精神障害として「混合性不安抑うつ障害」と記載されているほか、「③ 現在の病状、状態像等」において抑うつ状態として「思考・運動抑制」、「憂うつ気分」及び「不眠」に、知能・記憶・学習・注意の障害として「遂行機能障害」及び「注意障害」に、広汎性発達障害関連症状として「相互的な社会関係の質的障害」及び「コミュニケーションのパターンにおける質的障害」に該当する旨が記載されていることなどからすると、精神疾患の存在は明らかである。

###### (2) 「精神疾患（機能障害）の状態」について

請求人の主たる精神障害である「注意欠陥多動障害」は「発達障害」に分類される（精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知）別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）別添1(1)⑦）、その主症状とその他の精神神経症状の程度によって等級を判断することとなる（判定基準の表中「精神疾患（機能障害）の状態」の欄）。

同(1)⑦に挙げられている症状を踏まえると、本件診断書に記載された病状中、「遂行機能障害」、「注意障害」、「相互的な社会関係の質的障害」及び「コミュニケーションのパターンにおける質的障害」が主症状に、その他の病状がその他の精神神経症状に当たると考えられるところ、病状や生活状況に関する本件診断書の記載からは、現時点の状態に加え、おおむね過去2年間の状態及びおおむね今後2年間に予想される状態を考慮して、主症状が高度であることを示す具体的事実を読み取ることができない。

また、従たる精神障害である「混合性不安抑うつ障害」（国際疾病分類であるICD-10におけるF41.2）については、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」（ICD-10におけるF40～48）に該当し、

「その他の精神疾患」に分類されると考えられるところ（判定基準別添1(1)⑧）、これについても、本件診断書の記載からは、その症状が個別に基準が定められている精神疾患に準じて2級以上に該当するほど高度であるとは認められない。

したがって、請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、3級に該当することが認められる。

### (3) 「能力障害（活動制限）の状態」について

本件診断書「⑦ 生活能力の状態」において2級に該当するとされている③金銭管理と買物については、本件診断書において特に金銭管理が困難である旨が複数回記載されていることからすると、他の項目よりも援助を要する状況であることが推認される。しかし、具体的な態様が明らかではないなど、現時点の状態に加え、おおむね過去2年間の状態及びおおむね今後2年間に予想される状態を考慮して、「おおむねできるが援助が必要」であることを超えて「援助があればできる」ことを裏付ける具体的事実は認められない。

また、3級に該当するとされている①適切な食事摂取、②身の清潔保持、⑤他人との意思伝達・対人関係、⑥身の安全保持・危機対応、⑦社会的な手続きや公共施設の利用及び⑧趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加についても、本件診断書において学童期から不注意症状があることや自己管理及び対人関係構築の困難性などについて記載されていることからすれば、「自発的に又はおおむねできるが援助が必要」と評価することは妥当と考えられる。

このほか、本件診断書において、請求人の能力障害（活動制限）の状態について、日常生活や社会生活に一定程度の制限が生じていることを示す記載はあるものの、現時点の状態に加え、おおむね過去2年間の状態及びおおむね今後2年間に予想される状態を考慮して、おおむね2級程度である「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」（食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があっても「必要な時には援助を受けなければならない」）程度のもので裏付ける具体的事実に関する記載はない。

したがって、請求人の能力障害（活動制限）の状態は、おおむね3級程度である「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」程度のものである。

### (4) 総合的な判定について

前記(1)から(3)までを総合的に勘案すると、請求人の等級を3級とした本件処

分に違法又は不当な点は認められない。

## 2 審理員審理の経過（日付は、令和7年又は令和8年）

1 1月5日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
1 2月3日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
2月19日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
2月26日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

## 第5 諮問説明書の要旨

### 1 裁決についての審査庁の考え

本件請求を棄却する。

### 2 争点及びこれについての審査庁の考え

#### (1) 争点

請求人の等級（2級又は3級）について

#### (2) 争点についての審査庁の考え

前記第4の1と同旨である。

## 第6 本審査会調査審議の経過（日付は、令和8年）

3月18日	審査庁が、本審査会に諮問
6月3日	第1回調査審議の実施（令和8年度第1回札幌市行政不服審査会）

## 第7 本審査会の判断の理由

### 1 本件処分に関係する法令等の規定について

#### (1) 手帳の交付について

知的障害者を除く精神障害者は、医師の診断書等を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることとされている（法第45条第1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第23条第2項）。

そして、都道府県知事は、当該申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める

精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないこととされている（法第45条第2項）。

なお、当該申請が医師の診断書を添えたものである場合には、手帳の交付の可否及び等級の判定を、当該都道府県に設置されている精神保健福祉センターにおいて行うこととされている（法第6条第2項第4号及び精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（以下「実施要領」という。）第2の3(2)）。

#### (2) 等級の判定について

前記(1)の「政令で定める精神障害の状態」とは、等級（障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級）に該当する程度のものでされており、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであれば1級に、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであれば2級に、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものであれば3級にそれぞれ該当するものとされている（政令第6条第1項及び第3項）。

#### (3) 等級の変更について

手帳の交付を受けた者は、その精神障害の状態が当該手帳に記載された等級以外の等級に該当するに至ったときは、等級の変更の申請を行うことができることとされている（法第45条第6項及び政令第9条第1項）。

また、当該申請についても、手帳の交付の申請と同様、医師の診断書等を添えて行わなければならない（省令第29条において準用する省令第28条第1項において準用する省令第23条第2項）、医師の診断書を添えたものである場合には、当該都道府県に設置された精神保健福祉センターが等級の判定を行うこととされている（実施要領第3の4(3)）。

#### (4) 大都市に関する特例等について

法及び政令の規定中都道府県が処理することとされている事務は、一部を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市が処理することとされている（法第51条の12第1項、政令第13条、地方自治法第252条の19第1項第10号及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の36第1項）。

## 2 本件処分に関係する国の通知について

### (1) 判定基準について

ア 判定基準において、等級の判定は、「精神疾患の存在」、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害（活動制限）の状態」の確認を行った上で、精神障害の程度を総合的に判定して行うものとされている。

イ また、「精神疾患（機能障害）の状態」については、判定基準の表中「精神疾患（機能障害）の状態」の欄に精神疾患に応じた等級の基準が示されており、当該基準によると、発達障害の場合は、「その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの」は1級に、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」は2級に、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」は3級にそれぞれ該当するものとされ、「その他の精神疾患」の場合は、個別に基準が定められている精神疾患に準ずるものとされている。

ウ さらに、「能力障害（活動制限）の状態」については、判定基準の表中「能力障害（活動制限）の状態」の欄に等級の基準が示されており、当該基準によると、①適切な食事摂取、②身の清潔保持、③金銭管理と買物、④通院と服薬、⑤他人との意思伝達・対人関係、⑥身の安全保持・危機対応、⑦社会的な手続や公共施設の利用及び⑧趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加の8項目について、できない場合は1級に、援助なしにはできない場合は2級に、自発的に又はおおむねできるが、なお援助を必要とする場合などには3級にそれぞれ該当するものとされている。

### (2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）

ア 当該通知別紙「精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）2(2)及び3(2)においては、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害（活動制限）の状態」の判定に当たっては、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する」とこととされている。

イ また、「能力障害（活動制限）の状態」について、留意事項3(5)においては、前記(1)ウ①から③まで及び⑥を日常生活に関連する項目に、その他を社

会生活に関連する項目に分類した上で、「どの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある」とされている。

ウ さらに、留意事項3(6)においては、日常生活能力の程度に応じた「能力障害（活動制限）の状態」の等級が示されており、等級がおおむね2級程度である「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があって「必要な時には援助を受けなければならない」程度のもを言う」とされ、等級がおおむね3級程度である「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」とは「活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のもを言う」とされている。

### 3 本件処分について

本件請求においては、請求人の等級（2級又は3級）が争点と認められることから、前記1及び2の法令、国の通知等並びに本件診断書の記載に基づき、本件処分における請求人の等級について判断を行った上で、請求人の主張に係る理由の有無について述べる。

#### (1) 本件診断書の主な記載内容について

ア 「① 病名」、「② 現病歴」及び「③ 現在の病状、状態像等」の欄

「① 病名」において、主たる精神障害として「注意欠陥多動障害」、従たる精神障害として「混合性不安抑うつ障害」、また、「② 現病歴」において、「抑うつ状態、意欲低下、不眠を認めた」等の記載がされている。

加えて、「③ 現在の病状、状態像等」において「思考・運動抑制」、「憂うつ気分」、「不眠」、「遂行機能障害」、「注意障害」、「相互的な社会関係の質的障害」及び「コミュニケーションのパターンにおける質的障害」に該当すると記載されている。

イ 「④ 病状・状態像の具体的な程度、症状、検査所見等」の欄

「抑うつ状態、不安、不眠が持続している。また、学童期から不注意や遺失、飽き易さ、時間を守れない、対人関係構築の困難さなどが認められ、成人後も続いている。自己管理の困難さも顕著であり、特に金銭管理に困難を来しやすい。また、生活上の些細な環境音に過敏で、ストレスを感じやすい。病状

の安定と社会生活維持のため、継続加療が必要と考えられる。」と記載されている。

ウ 「⑤ 生活環境等」の欄

障害福祉サービス等を利用せず、単身で生活していると記載されている。

エ 「⑦ 生活能力の状態（1）日常生活能力の判定」の欄

③金銭管理と買物を「援助があればできる」（2級該当）とするほか、④通院と服薬を「適切にできる」（等級非該当）とし、その他の①適切な食事摂取、②身の清潔保持、⑤他人との意思伝達・対人関係、⑥身の安全保持・危機対応、⑦社会的な手続や公共施設の利用及び⑧趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加の6項目について「自発的に又はおおむねできるが援助が必要」（3級該当）と記載されている。

オ 「⑦ 生活能力の状態（2）日常生活能力の程度の判定」の欄

「3 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」（おおむね2級程度）と記載されている。

カ 「⑦ 生活能力の状態（3）上記の具体的程度、状態等」の欄

「元来の不注意症状により、身の回りの物事の管理が難しく、特に金銭管理において自己管理が困難。周囲からの理解と支援を要する。」と記載されている。

(2) 「精神疾患の存在」について

前記(1)アの記載から、精神疾患の存在を確認することができる。

(3) 「精神疾患（機能障害）の状態」について

請求人の主たる精神障害である「注意欠陥多動障害」は「発達障害」に分類され（判定基準別添1(1)⑦）、その主症状とその他の精神神経症状の程度によって等級を判断することとなる（前記2(1)イ）。

前記(1)アの病状中、「遂行機能障害」、「注意障害」、「相互的な社会関係の質的障害」及び「コミュニケーションのパターンにおける質的障害」が主症状に、その他の病状がその他の精神神経症状に当たると考えられるところ、前記(1)イ及びカにおける不注意や自己管理の困難さなどに係る記載からは、主症状が高度であるとは認められない。

また、請求人の従たる精神障害である「混合性不安抑うつ障害」についても、前記(1)イ及びカにおける記載からは、症状が高度であるとは認められない。

したがって、前記2(1)イに照らし、請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、3級に該当することが認められる。

#### (4) 「能力障害（活動制限）の状態」について

前記2(2)イのとおり、留意事項においては、前記(1)エで示した各項目について、「どの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある」とされているところ、本件診断書の記載によれば、請求人の能力障害（活動制限）の状態は、2級該当及び3級該当を示す記載があるため、いずれに該当するかを検討する。

##### ア 2級の該当性について

前記(1)エのとおり、③金銭管理と買物が2級に該当するとされている。これについて、前記(1)イ及びカにおいて不注意や金銭管理などについて記載されていることなどからすると、日常生活に一定の支障がある状態であることは認められる。

この点について、第1回調査審議における審査庁の説明によれば（処分庁への確認内容も含む。）、本件診断書において、請求人が日常生活に著しい制限を受けている具体的な記載は見受けられないこと、また、一般に日常生活に著しい制限を受けている者であれば障害福祉サービス等による援助を要するところ、請求人は当該サービスを利用せず単身生活をしていること、さらに、札幌市精神保健福祉センター内に設置され、精神医療の知識・経験を有する医師で構成されている判定会において、全会一致で3級との判定がされていることが示された。

これらを踏まえると、前記(1)オのとおり、請求人の日常生活能力の程度については、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」（おおむね2級程度）との記載があり、これは「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な時には援助を受けなければならない」程度のもの」（前記2(2)ウ）とされているが、これを裏付ける具体的事実に関する記載はないことから、2級に該当するとは認められない。

##### イ 3級の該当性について

前記(1)エのとおり、8項目のうち6項目が3級相当とされている。これら

の記載や、前記(1)イ及びカの不注意や金銭管理などに係る記載を踏まえると、請求人の能力障害（活動制限）の状態については、等級がおおむね3級程度である「活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のもの」（前記2(2)ウ）に係る基準を満たすものであることが認められる。

したがって、前記アと併せて考慮すると、請求人の能力障害（活動制限）の状態については、おおむね3級程度である。

#### (5) 総合的な判定について

前記(2)から(4)までを総合的に勘案すると、請求人の等級を3級とした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、前記2(2)アのとおり、現時点の状態に加え、おおむね過去2年間の状態及びおおむね今後2年間に予想される状態の考慮も必要であるところ、処分庁は、この点も考慮の上で精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態を認定していることが認められることから（弁明書第5の3(2)イ及び(3)イ(イ)）、本件処分に不合理な点は見当たらない。

#### (6) 請求人の主張について

前記第2の1のとおり、請求人は、完全独立での生活が困難であり、自身の等級は2級に該当すると主張する。

しかしながら、前記(2)から(5)までにおいて述べたとおり、請求人の等級は2級ではなく3級が妥当であるため、請求人の主張には理由がない。

#### (7) 小括

以上のとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がない。その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なもの認められる。

なお、請求人は日常生活において援助が必要であると解されるところ、現在交付されている手帳の等級（3級）であっても、障害支援区分の認定を受けること等により障害福祉サービスによる生活支援（居宅介護等）の支給申請は可能であり、また、本件診断書にて特に困難さが示された金銭管理については、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業等の活用が考えられ

ることを付言する。

#### 4 結論

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

令和8年（2026年）6月9日

札幌市行政不服審査会

委員（会長） 中 島 正 博

委員 館 田 晶 子

委員 津 田 智 成